

○山本委員長 それでは、時間が参りましたので、第39回専門小委員会を始めさせていただきます。

本日は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言は解除されましたが、引き続き、当面の間はウェブ会議による開催を検討することとされたことを受け、本専門小委員会につきましてもウェブ会議によって開催することといたしました。

本日の委員会は、大山副会長、飯島委員、伊藤委員、太田委員、大屋委員、岡崎委員、宍戸委員、田中委員、谷口委員、牧原委員、武藤委員、村木委員、横田委員、渡井委員がウェブ会議により出席いただいております。また、牧原委員は17時までと伺っております。ウェブ会議により出席している委員は本委員会に出席したこととなります。総会へのつながりを踏まえ、市川会長にはこちらから出席いただいております。また、勢一委員は他の用務の関係で上京されておりますので、こちらから出席いただいております。

本日は、前回までの御議論を踏まえ、当専門小委員会として「答申案」の議論を行ってまいりたいと考えております。前回の専門小委員会に提出いたしました「答申素案」に対しまして、委員の皆様から様々な御意見をいただきました。これらを踏まえ、私から事務局に対し、答申素案に必要な修正を加えていただくよう指示し「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申（案）」を用意していただいております。

まずは事務局に「答申素案」から「答申案」への修正点を説明していただきますので、その後に委員の皆様にご発言をいただくという形で進めてまいりたいと考えております。

それでは、事務局より資料に基づいて説明をお願いいたします。

○行政課長 それでは、私の方から変更点を中心に御説明させていただきたいと存じます。

見え消しと書いた資料が、見え消しで前回との差異を分かりやすくしておりますので、そちらを御覧いただきながらお聞きいただければと存じます。

1枚目は目次ですけれども、前文と結びを入れるようにという御指示がございましたので「前文」、「結び」が目次の中にも入っております。

1枚めくっていただきますと、1ページに前文が載っております。概要のポイントを絞って御説明したいと思います。

1段落目につきましては、今までの諮問を受けての審議を行ってきたという内容を書いてございます。そのときに「2040年頃にかけて生じる人口構造の変化やインフラの老朽化等」の課題があって、一方で「Society5.0の到来をはじめとする技術の進展、ライフコースや価値観の変化・多様化は、資源制約等の現れ方を変える可能性がある」ということで「このように」以下のところに特に御意見が色々ありましたので、バックキャストिंग的に分かりやすく書いたつもりでございます。「このように、過去からの延長線ではなく、2040年頃を展望して見えてくる変化・課題とその課題を克服する姿を想定した上で、現時点から取り組むべき方策を整理する視点が重要であり」と書かせていただきました。

その下の段落ですけれども「そのためには」ということで、これもキーワードという意

味で入れさせていただいたつもりでございますけれども、分断を生じさせるのではなく、資源を融通し合うこと等により、ネットワーク型社会を構築していくことが重要だとさせていただきます。

その下ですけれども、「加えて」ということで、新型コロナウイルス感染症のことについても触れております。「人口の過度の集中に伴うリスクやデジタル技術の可能性を再認識させた」とさせていただきます、「このような感染症のリスクにも適応した社会システムへと転換していく必要がある」ということにさせていただきます。

その後は「当調査会は」ということで、審議をずっと行ってきたということと、途中で中間報告を取りまとめたこと、それから、合併答申を出したことを書いておまして、その後も引き続き審議を行ってきたことを書いてございます。

一番最後の段落につきましては、ウェブ会議をやったということも入れておりますけれども、その結果として結論を得たのでここに答申するというので、前文を締める形にしております。

続きまして、2ページでございます。「基本的な認識」というところでございます、この辺りは前回の御議論の中で、中間報告に併せて書くべきではないかという御意見をいただきましたので、かなり中間報告を意識した形で引用して入れております。

また、項立てにつきましても（1）につきまして、例えば「人口構造やインフラ・空間に関する変化と課題」ということに前回なっておりましたが、これを元に戻すといえますか、はっきりと分けて、人口構造の話とインフラの話を書いています。

また、同様にその下のところにつきましても、技術の進展とライフコースの関係の話をまとめて書いておりましたが、これを分けて詳しく書いておまして、さらに3ページの方を見ていただきますと「小括」という形で、その中間報告のまとめたことを入れさせていただきますということになります。

2ページのところに戻っていただきまして、それぞれ課題につきましてもの整理ということで、まず（1）で人口構造の話を入れております。

それから（2）がインフラということで、特にインフラについて触れるべきではないかということもございましたので、この辺りも加筆等をしてございます。

技術の進展のところにつきましては、分けたということで、この辺りは記載の変更はございませんが、3ページの方に行っていただきますと、一番上に、これは御指摘いただいたところであったと思いますけれども、「全ての地域において、技術を活用できる人材の育成や5Gなどの基盤となる整備が課題となる」ということで、書かせていただいております。

その次のところはライフコースの話でございます。「ライフコースや価値観の変化・多様化」ということで入れております。

それから③のところ「大規模災害のリスク」ということで、ここは、前回は局地化というような表現を使っておりましたが、どちらかというと広域化の方が課題ではないのか

という御指摘がございまして、修正しております。

それで、先ほど申し上げた「小括」ということで入れてございまして、中間報告のときの表現をほぼ借りてきているような形で書かせていただきまして、色々課題があると、大きなリスクだということを書かせていただき、他方で、技術の進展とかライフコースについては、課題の現れ方を緩やかにし、変えていく可能性があるというような形でまとめております。

2の「新型コロナウイルス感染症のリスク・課題」のところでございます。ここも色々御議論をいただきました。書き換えておりますのは、いくつかポイントを絞って御説明しますが、一つは3ページの一番下の辺りで「感染拡大を恐れるあまりの行き過ぎた行動は、地域内や地域間における分断を生じさせかねない」という御指摘も前回いただきましたので、加えさせていただいております。

それから、4ページの方でございますけれども、地方公共団体の役割ということで、ここでは継続的にサービスを提供していくということしか書いていなかったのですが、色々なことを付加した方がいいのではないかとということで、この辺りは「住民の安心な暮らしや地域の経済活動を支える地方公共団体が、地域の実情に応じた判断を主体的に行い」云々ということと、あとはここも御指摘があったところですが「他の地方公共団体や国と協力して対応することの重要性」という形で書かせていただきました。

その下のところの「他方」からですが、感染拡大中と収束後ということ意識して書いた方がいいのではないかと御指摘がありまして、ここの部分につきましては、感染収束後の「新たな日常」においても、こういうデジタル技術等を生かして社会を変えていくことが大事なのだということで、書き直させていただいております。

それから、その次の「目指すべき地方行政の姿」というところでございますけれども、上の部分はずなりの書き換えでございます。あとは「第一に、地方行政のデジタル化である」と書いてあるところに、新型コロナウイルス感染症しか書いていない感じになっていましたので、全国的に深刻化する人手不足の対応に加え、新型コロナウイルス感染症ということで、2040年問題への対応という観点からも「対応に加え」と入れさせていただいております。

それから、5ページに行ってくださいまして「地域の未来像についての議論」でございます。上から4行目ぐらいのところ「コミュニティ組織、NPO、企業等の地域社会を支える様々な主体が」ということで、やはりその地域の未来像について議論するのは、様々なステークホルダーがいるのだろうという御指摘をいただきましたので、この辺りを書かせていただいております。

それから、その下のところを少し書き換えていますのは「地域の未来予測」と今までの総合計画みたいなものとの違いが分かりにくいのではないかと御指摘もありましたので、「地域の未来予測」というのはどういうものなのかということで、客観的データを基にして将来の見通しをまず整理するのだと、それを受けて、将来の絵を描いていくのだと

いうことを分けて書いたつもりでございます。

あと「その上で」と書いている辺りは「必要な経営資源を確保し」と書いておりますけれども、経営資源が確保できるかどうかというのは厳密に考えるとと言えないのではないかとということでありまして、限られた資源の中でどうやって資源が足りないのを乗り越えていくのかという書き方に修正させていただいております。

それから、6ページの方でございますけれども「都道府県においては」という文がございます。都道府県もこの「地域の未来予測」に関してやれることがあるのではないかとこのをもう少し書くべきだという御指摘がありましたので、ここに入れております。

それから、オープンデータのデータ活用などもここで触れたらどうかという御指摘がありまして、そこも最後のところに「また」という形で加えさせていただいております。

続きまして、第2の「地方行政のデジタル化」でございます。「しかしながら」の段ですけれども、この部分はデジタル化の課題について全然触れられていないということで、平板ではないかという御指摘がございます、この辺りに、例えばオンライン化は十分に進んでいるとはいえない、それから、利便性向上の取組が求められるし、さらにオープンデータや自治体クラウドなどの取組も必要だということで、課題を書かせていただきました。

あと、変えたところですが、1の「基本的な考え方」の最後の行の辺りですけれども「分野を越えた連携、さらにはデジタル化の移行過程における住民や行政側の負担等に留意する必要がある」と、これはシステムが縦割りになっているので、横での連携が要るのではないかと等々御指摘をいただきましたので、それを踏まえて修正してございます。

それから、7ページで修正しているところですが「そのため」のところすけれども、このデジタル化というのは早くやっつけていかなければいけないという御指摘で「早急に進めていく」と修正しております。

それから、8ページでございます。マイナンバーの関係の部分でございますが、この辺りは、マイナンバーカードを活用した特別定額給付金のオンライン申請について、色々課題があるではないかという御指摘もございましたので、ここでは「マイナンバーカードを活用した特別定額給付金のオンライン申請が導入された」ということで、ファクトを書かせていただいて、その後に「行政手続のデジタル化を進めるに当たっては、それに伴い従来の事務処理を見直す等の課題が生じるが、住民目線に立った利便性向上を第一に」ということで入れさせていただきました。

あと「国と地方公共団体が協力して行政手続のデジタル化を推進すべきである」ということと「なお」という形ですけれども「国がデジタル化を進めるための基盤を提供する場合には、地方公共団体が円滑に利用できるよう配慮すべきである」ということで、書かせていただいております。

その下ですけれども、標準化のところでございます。クラウド化についての言及がないという御指摘もございましたので、ここに「自治体クラウドによる共同利用を進めるにあ

たって」ということで、記載を入れております。その下の部分は、やはりスピード感を持ってということですので、早急な取組ということに記載してございます。

それから、9ページでございます。修正した部分ですけれども、真ん中ぐらいですが「自治事務、法定受託事務のいずれも対象とすること」ということで、これは「自治事務か法定受託事務かといった事務の類型に関わらず」と書いていたところについて御指摘がございまして、もっとさらっと書けばいいのではないかという御指摘かと存じましたので、こういう形で修正しております。

それから、AIのところですが、これは元の文が、住民の利便性向上を実現するというところで、実現できるかどうか必ずしも不明ではないかという御指摘もありまして、利便性に寄与する可能性を有するという辺りに修正しております。

あと、9ページの下で消しているように見えるのは、これは場所を変えているだけですので、10ページの一番下のところにくっついております。

それから、10ページから「公共私連携」の話に入っておりますが、11ページでございます。この辺りはまさに色々なステークホルダーがいるということをもともと書いていたのですが、文章として読みやすい形で順番を変えております。それから、感染症の「まん延」という言葉を「拡大」と修正しております。

(2) のところでございますけれども、都市部の話、とりわけ三大都市圏の話が、コミュニティの問題というのは大きいのではないかという御指摘がありまして、ここに書いてございますように「これまで相対的に高齢者が少なかった三大都市圏のベッドタウンや指定都市、中核市、県庁所在市等においては、今後、75歳以上人口が急速に増加する一方、15～74歳人口は減少することが見込まれており」ということで、コミュニティの強化や新たな形成が課題だということと、同じページの下の方ですけれども「ほぼ全ての市町村において15～74歳人口が減少し、その一部では75歳以上人口も急速に減少することが見込まれている」ということで、追記をさせていただいております。

12ページでございますが、この辺りも「地域の未来予測」と、それを未来像として、それを踏まえた上での目指すべき未来像みたいなことについての書き分けといたしますか、その辺りを整理しております。

13ページでございますが(1)の「地縁法人制度の再構築」と書いているところでございます。法人格の取得について、これが有用な方策の一つではないかということですが、その理由がよく分からないという御指摘がありまして、ここに「様々な団体との契約や連携による事業の幅の広がりを容易にするなどの観点」から、法人格の取得というのは有用な方策の一つであるという形にしております。

同じページの一番下のところでございますけれども、こういった事業の透明性とか適正性の確保というものは、今回再構築しようとしている法人制度でも非常に重要だから、この記載はすべきだということでございますので、このような形で記載をさせていただいております。

それから、14ページでございます。「定年退職者」の後に「若者、外国人」なども入れた方がいいのではないかと御指摘、それから、その下の「公平性・公正性の確保への配慮」につきましては、公務員のことは結構書いているけれども、この辺りは何でもかんでも公務員を使えばいいということではなくて、やはりこういうことにも配慮すべきだという御指摘がございますので、この辺りに入れてございます。

15ページ辺りから広域連携の話になります。「基本的な考え方」のところですが、色々御議論あるところがございますけれども、やはり資源制約等が起こっていく2040年頃のことを考えたときに、連携というのは非常に重要ではないかという、その考え方が後退したのではないかというような御指摘をいただきましたので、ここは考え方としてしっかり書かせていただくということで「地方公共団体がそれぞれの有する強みを活かし、それぞれの持つ情報を共有し、資源を融通し合うなど、地域の枠を越えて連携し、役割分担を柔軟に見直す視点が重要となる」という考え方を示させていただいております。

その下の部分は、連携ということになったときに、都市内の連携というよりも、その枠を越えているということだとすると、そういう例をもっと挙げるべきではないかという御指摘がありまして、災害への対応とか、森林や農地の保全というようなことも入れさせていただきました。また「この際にも」というところは、民間との連携も重要だということなので、追記をしております。

16ページ辺りも一部「てにをは」的のところを修正させていただいておりますが、②の最後のところは「こうした取組は、住民の関心を喚起するだけでなく、地域社会の多様な主体の参画の重要な契機にもなると考えられる」ということで、これも御指摘を踏まえて、このようなことを入れさせていただきました。

③につきましては、財政措置の関係ですが、後ほど市町村課長の方から御説明をさせていただきますと思います。

17ページで「定住自立圏・連携中枢都市圏」のところでございます。ここは協定と書いていて分かりにくいということがございまして、ここは「連携協約等」ということで整理をしております。

それから、②から④のところはかなり修正してございますが、②辺りがどちらかという自主的な取組、自分たちで連携を色々工夫しているのだということで、その辺りをきちんと書いた方がいいのではないかとということで、自分たちの工夫で色々やれていることがあるということで書かせていただいております。

「現在でも」という辺りですけれども「現在でも、合意形成に際し、例えば、関係市町村それぞれが自ら役割を果たすことを前提として提案を持ち寄った上で、目指す未来像、連携による取組等について活発な議論を行っている事例や、市町村長レベルだけでなく職員の様々なレベルで分野ごとの市町村間の議論の場を設けている事例等が見られ、こうした取組が広域連携による取組内容の深化につながっている」ということ。

それから「今後」ということで「『地域の未来予測』の整理等によって、各市町村や定

住自立圏・連携中枢都市圏内の行政需要や経営資源に関する長期的な変化の見通しを踏まえて議論を行うとともに、こうした取組を広げ、さらに連携協約等においてもルール化することにより」ということで、自ら話し合いをした上で、一定の自主ルールということ、取組を広げていくことも大事だということを書かせていただいております。

それから④の方に、「法制度として設けること」ということで、そういう自主的なこととは別にこういうことも考えられるのではないかということを書かせていただいております。

少し読みますけれども、「連携計画作成市町村が連携計画を作成し、これに基づいて関係市町村が役割を分担して施策を実施する枠組みを関係市町村が自ら選択した場合に、連携計画作成市町村が連携計画を作成する際の合意形成過程のルール化や、連携計画の進捗管理を行う際の他の市町村の適切な関与等により、他の市町村の十分な参画を担保する仕組みを法制度として設け、これを適切に活用することによって、関係市町村による連携施策のPDCAサイクルが確実に実施されるようにすることが考えられる。」、「また」ということで少し飛ばしますけれども、「共や私の担い手からの提案を可能にする仕組みについても、同様に法制度として設けることが考えられる。しかしながら、こうした仕組みを法制度として設けることについては、このような仕組みにより特定の広域連携の枠組みへ誘導され、市町村の自主性を損なうことなどの懸念があるのではないかと、法制度化以外にも対応方策が考えられるのではないかなど意見があり、他方、連携計画作成市町村以外の市町村の参画を担保する確実な方策は法制度化であり、関係市町村が自ら選択する仕組みであれば誘導の懸念は当たらないのではないかなど意見もあること、また、地域の実情も多様であること等から、その是非を含めて、関係者と十分な意見調整を図りつつ検討がなされる必要がある。」と記述させていただいております。

それから（４）のところでございます。この辺りは定住自立圏・連携中枢都市圏以外の市町村の広域連携という形で整理しているところですが、特に三大都市圏につきまして御指摘がありまして、やはり三大都市圏の連携は大事ではないかという御指摘で修正しているところですが「相当の人口集積があり、また、現時点では必ずしも75歳以上人口の増加や15～74歳人口の減少が深刻化しておらず、資源制約による課題が顕在化していないこと等から、このような広域連携が十分に進んでいるとは言いがたい」、「他方」ということで、75歳以上人口の急激な増加などということ、三大都市圏においてこそ、こういうことを考えるべきだということ、かなりここは強調して書かせていただいております。

それから、20ページ辺りは書きぶりの修正と、一番下のところは先ほどもありましたけれども、都道府県の役割が重要だということ「都道府県は、市町村による『地域の未来予測』の整理の支援等を通じて、地域の変化・課題の見通しを市町村と共有した上で」ということで、追加をさせていただいております。

21ページの方は「都道府県による補完・支援の手法」ということでございますが、いく

つか例が挙がっていたのですが、過疎地域における道路の代行整備等についても、その手法の一つだろうということで、ここも追加をさせていただいております。

それから、下の方の「通勤・通学、買い物」と書いているところは、買い物も考えなければいけないということで、これも入れさせていただいております。

22ページの（２）につきましては、東京圏とか関西圏は国との協働というのがかなり大事ということで、それ以外の地域ということで「自主性を発揮しつつ」と書いた方が対比がよく出るのではないかという御指摘がありまして、そこはそういう形にさせていただいております。

それから、下の方は少し読みやすくという修正をしております。

23ページでございます。２の「議員のなり手不足に対する検討の方向性」とあるところの（１）の「議会における多様性の確保」ということで、ここも読みにくいという御指摘がございまして「意欲のある住民に立候補を思いとどまらせることにつながるなど」ということで修正させていただいております。

それから、夜間・休日の議会の開催とか、通年会期制ということも大事ではないかと御指摘がありましたので（１）の段落の一番下に追加をさせていただいております。

（２）の頭の部分につきましては、住民の理解が非常に重要だということで、もう少し強調して書いてもいいのではないかとということがございましたので「潜在的な議員のなり手を長期的・継続的に涵養していくためには、住民の議会や議員の活動に対する認識を深め、その役割について十分な理解を得ることが重要である。こうした観点から、各議会において、住民が議会に関する理解をより深め、関心を持つための取組を積極的に行う必要がある」ということで書かせていただきました。

また、同じような観点からその下ですけれども「住民との意見交換の場を設けるなどにより、住民からの意見や提言を広く聴取する取組の事例も踏まえ」ということで「議会と住民との意思疎通を充実させていくべきである」とさせていただいております。

それから、26ページまで飛びますが、議会についてのオンライン会議とか、そういう御指摘もかなりありましたので、ここに「議会運営や住民参加の取組等におけるデジタル化への対応や」ということで、例示として「議会運営や住民参加の取組」というのを入れさせていただいたりしております。

最後に27ページで「結び」でございます。

「当調査会では、2040年頃にかけて顕在化する変化・課題や資源制約を分析した上で、地域社会や地方公共団体が直面する内政全般にわたる幅広い課題とその対応について、調査審議を行ってきた。2040年頃にかけて我が国が直面する課題は、広範かつ多岐にわたっており、その対応のあり方は、当調査会が審議した事項にとどまらない。

加えて、新型コロナウイルス感染症への対応により、感染拡大を予防しながら社会経済活動を回復させ、「新たな日常」を作り上げていく挑戦が進められている。これらを、社会システムを変化やリスクに適応したものへとデザインし直す好機ととらえ、持続可能で



個性豊かな地域社会の形成に向け、今後、本答申の実現に加え、官民を問わず、また国・地方を通じてさらに幅広く議論が行われ、適切な施策が実施されることを期待したい。」という形で結ばせていただいております。

私からは以上です。

○市町村課長 補足で御説明させていただきます。

16ページに戻っていただきまして、新しい項目を追加しておりますので、その点について御説明させていただきます。16ページの一番下の「多様な広域連携の取組による生活機能の確保」ということでございます。これまでのこの専門小委員会の審議におきましてはいわゆる2040年問題というものに対処するために、定住自立圏や連携中枢都市圏はもちろんのこと、それだけでなく多様な広域連携を進めていく必要性について、大変活発な御議論をいただきました。

また、その際に専門小委員会では、この場での先生方の御発言であえて申し上げますとインセンティブという言い方をされておりましたが、これは私どもとしては必要な財政的な対応とか、財政措置の必要性という意味だと理解しておりますが、そういう必要性について御発言をいただいたところでございます。この点につきましては、私どもとしては専門小委員会でこの認識についてはおおむね一致しているものと認識をしているところでございます。

これを踏まえまして、答申素案の中ではこれまでも定住自立圏・連携中枢都市圏をはじめとしまして、市町村が多様な広域連携を進めていく必要性については各所で既にこの答申案の中で言及されてきたわけでございますが、他方で、財政措置については答申案の中では特段これまでは言及してなかったのですが、専門小委員会の議論を踏まえまして、事務局の方で定住自立圏・連携中枢都市圏に限らない様々な市町村間の広域連携につきまして、広域連携による取組の内容に着目しまして、標準的な財政需要といえるものが新たに生じることがあるだろうかということにつきまして、整理を行ってきたところでございます。

この結果、例えば定住自立圏・連携中枢都市圏においては、実は様々な取組が広域的に行われておりますが、その中でも医療とか福祉とか、地域の公共交通のような生活機能の確保の取組ということが、2040年頃に向けて必要になってくるのではないかと。定住自立圏・連携中枢都市圏において、医療や福祉などの生活機能の確保の取組が行われているわけでございますが、2040年問題への対処という観点からは、今後はそういう定住自立圏・連携中枢都市圏以外の多様な市町村の広域連携によっても、地域においてそのような生活機能の確保の取組が必要になってくるのではないだろうかということでございます。

それに伴って、関係する市町村に発生する需要について、標準的な財政需要として適切な財政措置を講じる必要があると考えることができるのではないだろうかという整理をすることができまして、このたび、今御覧いただいているような案文を追加させているという次第でございます。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、資料「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申（案）」について、御意見等をいただければと存じます。

本日はウェブ会議による出席ということもあり、事前に各委員からは御発言の案をいただいております。その際の字句の修正については必要に応じて事務局において検討させていただきますが、それ以外の修文の御意見やその他本答申案に対する所感、今後に期待することなどありましたら、併せて御発言いただければと存じます。特に御発言がない場合は、その旨を発言していただいても構いません。

発言の順番といたしましては、17時に退席される牧原委員からまず御発言をいただき、その後、私から50音順で御指名をいたしますので、御指名をされた委員が御発言いただく形で進めさせていただきます。大変申し訳ございませんが、ウェブ会議ということもあって、1人3分程度の御発言をお願いできればと存じます。

出席者の委員全員から一通り御発言をいただいた後、私、または事務局から発言をしたいと思います。また、御発言に当たりましては、私から指名させていただいた後に、マイクをオンにさせていただいた上で御発言をお願いいたします。御発言が終わりましたら、マイクをオフにさせていただきたいと思います。

それでは、牧原委員から御発言をお願いいたします。

○牧原委員 牧原です。

今回、色々と前回の案から修正をいただいて、非常に中身が充実してきたものになったと思っております。

ただ、1点申し上げたいことがございまして、それは未来予測についての1の3の(2)というところです。これまで色々議論を追加していただいたと思うのですが、私もここに記載できるのであれば、次の点をお願いしたいと思います。ごく一部ではありますが、かなり大規模な都市自治体の中では、この2040年頃に向けて未来予測に取り組もうとしているところがあります。既にそういう取組を始めている自治体もあるのだというような文言を入れていただいているのではないかと考えております。それができる限り多くの他の自治体に今後及んでいき、しかもその方法もさらに練り上げられていくということが望ましいのではないかと考えますので、その点を、もし可能であれば入れていただくよう御検討いただきたいと思いますと思っております。

全体として2040年頃からバックキャスティングということはこの地方制度調査会で新しいやり方として着手してきたわけですが、そういった認識と手法が広まっていくことが、今回の地方制度調査会としては日本の地方自治の世界に対する最大の貢献ではないかと考えております。そのやり方は様々だと思いますけれども、それについて取組が現れ始めているということについては、強調してしかるべきかと思っております。今後、そういった動きがさらに広まることを期待したいということで、私の発言を終

わらせていただきたいと思います。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、飯島委員、お願いいたします。

○飯島委員 ありがとうございます。飯島でございます。

個別具体的な意見ではなく、全体を通しての感想ないし私自身の引き続きの課題を一言申し上げたいと思います。

今次の地方制度調査会は、4ページに、社会システムを変化やリスクに適応したものへとデザインし直すという言葉に象徴的に表れていますとおり、射程を広く取って、また、現地調査やヒアリングを異例なほどに行わせていただいたという意味で、非常に貴重な勉強をさせていただきました。ただ、地方制度に戻っていくのだろうか、ちゃんと着地するのだろうかということは常に悩んできまして、恥ずかしながらもやもやが残っているというのが正直なところでもございます。

ただ、国、各府省へのメッセージは散りばめられているのに加えまして、基本的な方向性も打ち出されているのだろうと理解しております。例えば公共私の連携で言いますならば、10ページ以下で、多様な主体に対してサービス提供だけではなく、課題解決の担い手としても関わっていただく。中でも共助の担い手、コミュニティ組織を特出ししている。こういった地域社会というものに対して、主に市町村が基盤整備という限りで関わっていくというようなことが打ち出されているのだろうと思います。こうした点も含めて、今後とも考えてまいりたいと思います。

どうもありがとうございました。以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 伊藤でございます。

前回、欠席いたしまして、まだ議論についていけてなかったところがあるのですけれども、少し細かい点を2点だけ申し上げたいと考えております。

まず、素案からの文章表現に関して指摘したところについて、事務局の方で的確に修正していただきましてありがとうございました。

その上で2点ほど、これは修文を求めるというわけではないのですけれども、少し気になった点を申し上げたいと思います。

一つは、8ページの「地方行政のデジタル化」の3の(1)の最後の文章で「なお、国がデジタル化を進めるための基盤を提供する場合には」というところです。これは前回、私は欠席したのですけれども、マイナンバーの関係で色々議論があったと伺っております。その結果加わった文章だと理解しております。説明を受ければ非常に趣旨はわかるのですけれども、読んだだけですと、一般的なデジタル化とか行政手続のデジタル化の話の文脈でお話ししているのか、それとも、マイナンバーに特化したお話なのかというのがやや分かりにくいという気はしております。

特に文章をこのように変えろというような意見ではございませんけれども、一読した限りで全体のつながりがわかるのかというのが、やや懸念されるところでございます。

もう一点目は25ページのところです。地方議会関係の「請負禁止の緩和」のところです。これも修文することを求めるわけではございませんで「請負禁止の緩和」について、この案では緩和に慎重な意見として、長の活動を監視する議会の機能に影響が生じるのではないかという意見が示されております。この点は私も全く異存はないのですけれども、文章外のニュアンスといたしますか、その点は私も気になっておまして、例えば請負禁止を緩和すると、自治体が置かれた政治状況や財政状況によっては第三セクター自体のガバナンスにも影響を及ぼす可能性があるのではないかという懸念がございますので、やはり私個人としては慎重に検討すべきではないかと考えております。

全体として、新型コロナウイルス感染症の拡大が、今回の資源制約という視点をさらに厳しくさせているところもあるのではないかと懸念しております。ネットワーク型社会というのがこの答申案の一つのコンセプト、ポイントだと思いますけれども、これを資源制約の中でどう実現していくかという点について、非常にシャープな問題意識を投げかけるような答申になったのではないかと考えております。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、太田委員、お願いします。

○太田委員 太田です。

私からの意見は、あらかじめお送りしたものにおおむね従いますが、改めて簡単にお話ししておきます。

一つは、お示しいただいた案のうち、先にお示しいただいた素案からの変更部分と、それに対してお送りした意見に対する対応がなされた部分については、これ以上私から申し上げることはございません。

ただ、今回新たに追加が提案されました第4の1の(2)の③の「多様な広域連携の取組による生活機能の確保」の16～17ページに関して、若干申し上げたいことがございます。

第1に、書かれている内容そのものについては基本的に反対するものではなく、追加自体にも反対ではありません。

第2に、誤解を避ける工夫は、やはりしておいた方がいい、ないしはここでその旨を会議でちゃんと記録しておいた方がいいだろうと思います。すなわち、最も適したものを市町村が自ら選択するのだ、広域連携についてはそうするのだという基本方針に照らして、17ページの冒頭の最後ですが「関係市町村に発生する需要について、適切な財政措置を講じる必要がある」と、このこと自体はいいのですが、これがやはり露骨な誘導にはなってはならないだろうと、また、そのような誤解を避けるべきだと、つまりそういうことを考えているとは思いますが、そう誤解する向きは出てくる可能性があり、避けるべきだとは思います。

すなわち、やはり市町村合併の際にかなり露骨な誘導を行ったという記憶が、どうも市町村に抜きがたいものとしてあり、それが今回の連携協約におけるコミュニケーションのあり方を法制度化する提言に対する強い反発を招いている一面があることを否定できないと思うからです。その面からすると、やはり最後の部分の「これにより関係する市町村に発生する需要」の指すものが、とにかく広域連携により発生する需要だと誤解されるのではなくて、とにかく生活機能の確保との関係において必要な需要については、それは適切に財政措置を行うべきであると、その限りでの財政措置だということを、やはりきちんと書くように、わかるように、これでもわかるという説はあるとは思いますが、より明確化できるようにした方がいいのではないかと思います。

その上で、もう一つはある程度実は御説明をいただきましたが、なおやはり補足をいただいた方がいいと思うのは、この③のタイトルです。つまり生活機能の確保、要するに行政サービスの水準を確保するために広域連携も必要だというようなことは、全体を通して明らかですし、第4の1の(1)(2)でずっと書かれていることです。従って、③のオリジナルはどちらかというところ、やはり生活機能の確保に係る需要については、適切な措置を国としても行うということではないかと、そうすると、タイトルとして生活機能の確保でいいのだろうかという感じが私はいたしました。

さしあたりは以上となります。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、大屋委員、お願いします。

○大屋委員 報告書の内容については、これまでの議論を基によくまとめていただいていると思いますので異論はございません。

その上で、特に新型コロナウイルス感染症問題との関係で明らかになった要素を、今後への課題ということで数点申し上げたいと思います。

第1に、Society5.0という情報とモノの世界が融合した社会だからこそ物理的な物事のあり方が重要になるということでございます。例えばテレワークを色々な人々が試みたことによって明らかになったのは個々人の自宅の環境、特に通信環境の差異が深刻な格差として露呈するというものであります。だから今日もこの会議の前に頑張って事務方がその点を全部確認していたということになるわけです。ネットショッピングにしても購入した商品を実際に運ぶ人々抜きには成立し得ないものでありまして、このような物理層を支える人々を支える制度の問題というのが、今後重要性を増すであろうと考えられます。

その意味で、インフラとしての物理層が一定の冗長性を備えているからこそ危機への対応が可能になることが明らかになってきたときに、やはり社会のインフラとしての意味を持つ自治体、あるいは公務員についても、単に平時を想定して効率化を進めればよいというわけではなく、危機を想定して、そのあり方を再考する必要があるのではないかと思います。

第2に、それを踏まえて2ページでは「利用者が少ない地方を含めた5GなどSociety5.0

の基盤となる設備整備が課題だ」と指摘されているところではあるのですが、今後の人口減少社会において、それがどこまで真に可能か。道路や橋梁など通常はインフラとして想定している施設と同様に、社会の実態に即した縮減についても考慮することが求められるし、それが2040年頃からのバックキャストとして必要なことなのではないかと思われまます。現在中心的に用いられている4Gの通信においてさえ、日本全土がくまなくカバーされているわけではないということは認識されるべきであろうと思います。

第3に、7ページにおいてマイナンバーの活用について述べられており、内容的にはそのとおりだと思いますけれども、同時に今回のいわゆる特別定額給付金に関しては、その問題点もまた指摘されているということには注意すべきであろうと思います。

情報を分散保有した上で、ハードウェア的に結合を制限することでセキュリティーを実現するという方式は、危機における柔軟な対応をほぼ不可能なものにしており、データ自体は積極的に共通化・統合した上で悪用を防ぐための制度的な対応を導入するというソフトウェア的な対応が求められるところであると思います。

その意味で、7ページや9ページで述べられているように、システムの標準化を進めるとともに、その規制のあり方についても再検討する必要があるし、それを担うべき総務省の責務も重いものになると考えられます。今後の積極的な取組に是非期待したいということをお願いして、私からは以上にさせていただきます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、岡崎委員、お願いします。

○岡崎委員 私からは3点、前回申し上げたことが大分修正されておりますので御礼申し上げます。

1点は「前文」と「結び」がついたということで大変据わりがよくなった。全体の据わりがよくなりまして、答申らしい感じになったなということで、大変よかったです。

もう一点、先ほど来話題になっております市町村間の合意形成過程の法制度化の話でありますけれども、市町村側の懸念する意見だけでなく、小委員会等でも大分出ました意見も書いていただきまして、大変論点が明確になったのではないかと思います。

最後に、これも今話題になりましたが、マイナンバーで申請したときのデジタル化の問題点、問題意識を5ページ辺りできちんと書いていただけたということもよかったです。

その上で、今回最後になると思いますので、やや細かい点ですけれども、2点ほど申し上げます。

一つは、今大屋先生も言われたマイナンバーカードのところですが、7ページですけれども、マイナンバーを新型コロナウイルス感染症でもオンライン申請が導入されたと大変あっさり書いてあります。それは前よりもよかったですと思うのですが、前回の委員会から今回までの間に、また随分オンライン申請の問題点が話題になっております。かなりの市町村で途中で中止したとか、要は1人で何回も申請できるのだとか、突合が手作業で大変だと

というようなことがありまして、大分話題になっている中で、さらっとしすぎているのかなと思います。

丁寧に書くとすれば「オンライン申請が導入された」の後に、例えば「事案の性質上、準備期間が極めて短くて、必ずしも十分な効果を発揮できていない面があるので、今後さらなる改善が期待される」とか書きたいのですけれども、しつこいとすれば、その次の5行ぐらいのところですか。大屋先生が指摘されたところですが、この中に「マイナンバー制度の活用とマイナンバーカードの機能発揮を通じたさらなる普及を図り」辺りに、例えば「マイナンバー制度のさらなる改良と活用」とか、何か改良改善的なものを課題の中に入れるのは、やっとなのかという気がいたします。

最後ですけれども、これは本当に感想だけですが、3ページの1の1で(2)(3)とあった後で「小括」というまとめになっていますけれども、何となく全体の中でこういう書きぶりはここだけなので、やや据わりが悪いかなと思います。それから「小括」という言葉も私が持っている広辞苑には出ていない言葉でして、もう少し何か普通の言葉にするか、組み立て自体を少し前後を変えてみた方が読みやすくなるのではないかなという気がいたしました。

とりあえず以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、宍戸委員、お願いします。

○宍戸委員 東京大学の宍戸でございます。

それでは、私の方から2点、正確に言うと3点ですけれども、コメントを申し上げたいと思います。

今次の地方制度調査会は極めて野心的な取組であったかと思っておりますけれども、それをこういう形で資料を答申案という形にまとめていただいたことで、事務局に御礼を申し上げたいと思います。

第1は、これは既に私の意見も踏まえて書いていただきましたけれども、資料1-2で申しますと、4ページの辺りでございますけれども、生活機能の維持ということの関係で、住民の安全な暮らしや地域の経済活動を支える地方公共団体が、地域の実情に応じた判断を主体的に行って、さらに例えば東京都などに見られますように、様々なデジタル技術を活用する。あるいは地域の多様な主体との連携を図る。こういったことを現在の新型コロナウイルス感染症対策に見られる地方公共団体の取組というものがここにしっかりと記載されまして、こういった方向性というのは、まさに今次の地方制度調査会での議論というものが無駄でなかったとか、重要なものであったということを示す証左でもあったと思います。この点が1点目でございます。

2点目は8ページの辺りで、これも伊藤委員、岡崎委員から御指摘がございましたけれども、マイナンバーカードを活用した特別定額給付金のオンライン申請については、うまくいっている部分と、逆に色々な自治体で問題があったというようなことも報道されてお

りますけれども、むしろそのことはいわば平時におけるマイナンバー、あるいはマイナンバーカードの活用というものが不十分であったから起きる部分というのものもあるわけでございまして、むしろ行政手続のデジタル化というものが、やはり平時においてきちんと進行している。そうでないと、こういった緊急時にうまくいかないということは、やはり平時からの準備が必要であるということを示しているのではないかと思います。

この記載をどう変えるということではないのですけれども、そのことはコメントしておきたいと思います。

あともう一点だけ、事前に出したことは少し外れるのでございますけれども、10ページの（5）にあります「データの利活用と個人情報保護制度」につきまして、大屋委員の御発言もありましたので申し上げたいと思います。

今後の情報システム間の連携だったり、情報の共有といったようなことを進める上で、やはり国と地方公共団体が行政を連携していくためにも、個人情報保護の仕組みというものがきちんとしている。できれば統一化されていることが極めて重要なことであるだろうと思います。この意味でも、ここに既に御記載いただいていると思いますけれども、個人情報保護に関する国・地方の間の規律について、データ利活用の円滑化に資する方策について積極的に議論を進める。地方公共団体の意見をももちろん丁寧に聞きながらではございますけれども、総務省においては取り組んでいただきたいと思います。

この検討の外側の話でございますけれども、例えば物理インフラの件で言いますと、現在国交省において、広域で道路ネットワークの維持、あるいは高度化ということについて議論があって、私はそちらも参加しておりますけれども、そこでの話と今次の地方制度調査会での議論というものは大きく重なるところがあるだろうと思います。今回のこの調査会での答申というものが無事まとまりました暁においては、総務省において各省との連携というものを深めていただければと思っております。

私からは以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、勢一委員、お願いします。

○勢一委員 ありがとうございます。勢一です。

前回の素案から多岐にわたり丁寧に加筆をしてくださりましてありがとうございます。色々対応していただきましたので、私からは若干コメントをさせていただく形でお願いたします。大きく3点ほどあります。

一つは、コロナ禍への言及の部分です。丁寧にまとめていただきましたので、本文については異論はないところですが、実は前回の小委員会に対するマスメディアの報道で、行政のデジタル化がコロナ禍によって求められているような内容のものに接しました。もちろん本旨は分からないのですが、今回の答申はそういう趣旨ではありませんので、この場で、あるいは今後の答申の御説明をしていただくときに、2040年頃の課題を見据えたところから丁寧に議論をしてきた上でのデジタル化の必要性というところは強調を



していただくことをお願いしたいと思いました。

2040年頃の地域社会への影響は、確かに今回のコロナ禍は大きなきっかけになると思いますけれども、今後仮にこの新型コロナウイルス感染症を乗り越えたとしても、人口減少であるとか少子高齢化等に伴う資源制約というような本質的な課題はなお残るということになります。地域によってはコロナ禍による影響がより厳しい課題として深刻な状況につながりかねないような部分もございます。現時点ではデータ等も状況も把握できませんので、すぐに対応ということは無理かと思っておりますけれども、今後各地域で「地域の未来予測」などをしっかり活用して、それぞれ対策を長期的に取っていただくということをお願いしたいと思っております。それが1点目です。

2点目としましては、これも既に何人かの委員の先生方からコメントがありましたけれども、関係市町村の参画を担保するための法制度の仕組みの議論のところですか。見え消しの方だと17～18ページのところで、事務局の御説明で②を受けての④であるという形で整理をいただいていることを理解いたしました。ただ、それは御説明いただくところなのですが④の表題のところを見ますと、必ずしも法制度の議論かどうかというところは少し分かりにくい表現なのかなと思います。

この関係市町村の十分な参画をどのように担保するかというのは、法制度に限らずこの場ではかなり丁寧に議論をしまして、今後連携を進めていただくためには、これは重要なポイントになろうかと思っておりますので、より現場の自治体の方々が理解しやすいような、分かりやすい表現ぶりに御検討いただくと非常にありがたいと思っております。これが2点目です。

最後、もう一点ですけれども、新型コロナウイルス感染症対応の法制度をめぐる議論を含めまして、おそらく今後法制度の整備等をしていく場合には、地域現場の取組を支援するような形で国側も色々対応して下さるとことが示された答申のスタンスかなと理解をしています。もちろん各地域が創意工夫をしてくださって、これからどのような制度ニーズが出てくるか分からないところですが、新しい取組が行われてきた先に、それに応える制度対応は、必ずしも地方自治法に限らない可能性はございます。

これは実はこの小委員会の初期の頃の議論でも出てきていた論点でございまして、仮に自治法の内容で対応できないような課題が出てきた場合については、他府省と協力連携して地方の取組を法政策上も支援していただくというようなことをやはり考えていただきたいというのが希望です。「結び」の最後のところで「今後、本答申の実現に加え」ということで、国・地方を通じてさらに幅広く議論が行われ、適切な施策が実施されるということを目指したいとまとめていただいております。まさにその点も私からも期待としてお願いしたいと思っております。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、田中委員、お願いします。

○田中委員 田中です。どうもありがとうございます。

まず、事前に提出しました意見を適切な形で取り込んでいただきまして感謝申し上げます。コロナ禍、ニューノーマルの観点も「結び」に適切に入れていただきましたので、私自身は異論はございません。

この先新たな課題も出てきますので、人口減少社会をみんなで持てる力を出し合って乗り越えて、そして、未来を創るというためにも、機能する地方制度のあり方への関心はますます高まるところだと感じます。このたびの地制調のテーマは多岐にわたりましたが、今回議論を重ねました様々な有機的な連携ですとか、ICTの活用も研究を深めながら、対象層となる住民にとってベストな形を考えて進めていくことが多様な主体の参画を促すことにつながると期待しながら思っております。

本答申から持続可能で個性豊かな地域創りの実現に向けて、地域資源を創りだしたり組み合わせたりということも含んで、全ての地域が工夫をしていくことの大切さを示唆するような前向きなメッセージを読み取っていただけたらなと願います。

以上、よろしく願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、谷口委員、お願いします。

○谷口委員 大変幅広いテーマについての方針や対応策を丁寧に整理していただきまして、誠にありがとうございます。私からは2点ございます。

先ほど勢一先生がおっしゃったこと、また、太田先生が財政措置に関して指摘されたことに関連するのですが、かつての市町村合併の推進において、合併というハードルを乗り越えてもらうためのインセンティブという面が強くなると、合併後の問題や不信につながっていくということへの御心配もあったかと存じます。

以前、この小委員会に関連したことを申し上げたのですが、広域連携や様々な連携を促す場合は、一時的な財政支援というか、そういったハードルを乗り越えていただくための知恵というよりは、今後の連携や行政サービスの維持を支援し続けるというような方針が示される必要があるのではないかという点です。

実際、市町村合併の効果に関する実証分析の研究においては、自治体の財政規模は拡大するのは確かであるとしても、財政効率が上がるという明確な実証結果はあまり見たことがありません。従って、連携、つまり人材や施設、インフラの共有、整理統合等によって、各自治体の将来的な負担を減らして、必要な行政サービスを維持していくことを支援するような方針がにじむ書き方になるとよいと思いました。

また、議会に関しても記述の追加をありがとうございました。議会も未来予測等を活用し、参照した方がよいという記述もありましたが、この未来の予測に対して本答申が示しているところで連携とデジタル化というところがございます。議会もその2つの面についての認識を共有化していくという面も書き加えるとよいのではないかと思います。というのも、議会が予算承認等を行わないといけないので、将来予測に対する問題と対応策に

ついでに認識をも共有した方が良いと考えられるからです。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、武藤委員、お願いします。

○武藤委員 武藤です。3点か4点ほど申し上げたいと思います。

違っているかもしれませんがページ数を含めて、またタイトルなどを申し上げて、場所を特定したいと思います。

まず1点は、3ページの「新型コロナウイルス感染症のリスク・課題」というところで、2つ目の段落の最後の方に「地域内や地域間における分断を生じさせかねない」と書かれているのですが、これは「させかねない」と書いてありますが、こういう分断を生じさせるという書き方は議論を吹っかけるような書き方のように思いますので、ここは文章を考え直した方がいいのではないかと。「感染拡大を恐れるあまりの行き過ぎた行動は」ということなのですけれども、私だったら不要なマスクの配布みたいなことを言いたくなりますけれども、それはそれとして、それが第1点です。

2番目が「目指すべき地方行政の姿」の中の(2)、ページ数で言うと私の方は5ページなのですが「市町村は住民に最も身近な総合行政主体としての役割を果たすため」と書いてあるのです。総合行政主体については以前意見を申し上げたかと思うのですが、この場合だったら都道府県と市町村を合わせて総合行政主体のような意味として使った方がいいのではないかと。総合行政主体という言葉については合併を主導した概念であるということも含めて合わせると、前回の素案にはなかった総合的な行政主体という概念が出てきたというのも、また議論を吹っかけるような文章の書き方だと思った次第です。

3番目に、ページ数で言うと8～9ページにかけてなのですが、法令に根拠を持つ標準と(2)の「地方公共団体の情報システムの標準化」ということで、標準という言葉が使われているのですが、この標準というのは委任の際の標準、参酌基準、従うべき基準という用法で法令に使われているわけなので、そこでの違いを出すように注意した方がいいのではないかと思います。特に「法令に根拠を持つ標準」という書き方は少し書き換えた方がいいかなと思います。

最後ですが、ここは前のところで、「法令に根拠を持つ」の少し下なのですが「具体的には」でポツが5つほどありますが、2つ目のポツを「自治事務か法令受託事務かのいずれも対象とすること」と修正していただいて、ここは指摘したところだったのですが、私の趣旨としては、自治事務とか法定受託事務という言葉を使ったことの方が問題ではないかと。ここはわざわざここで自治事務か法定受託事務かというような議論を出さなくても、いずれの事務であっても対象とすることでもいいのではないかとということをお願いしたわけで、ここはもう一度御検討いただければと思います。

以上ですが、以前の質問で修正していただけなかったことに関しては、総務省と意見が違ふということで、修正していただけていないということは理解した上で、以上とさせて

いただきます。ありがとうございました。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、村木委員、お願いします。

○村木委員 私の方からは、指摘させていただいたところを丁寧に修正していただきまして、まずありがとうございました。その上で、少しでも申し上げたいことがございます。

まず1つ目が、3ページの「小括」のところで東京一極集中のことが書かれているのですが、地域社会の持続可能性というところで、どのぐらい集中がなくなればそれが脅威とならないのか。この脅威という言葉の使い方が少し気になりました。人口が集中しなくなったら脅威でなくなるのか。これが例えば地方都市に行っても同様なことが起きるはずであり、この脅威という言葉が比較的強い言葉だと思いますので、若干後退するかもしれませんが、持続可能性が影響を受けるとか、そのようなことを少し御検討されてもいいのではないのかなというのをまず一つ思いました。

2つ目に、17ページの三大都市圏の市町村の連携のところなのですが、指摘させていただいたところを御検討いただきありがたく思います。ただ、三大都市圏でもフリンジ部分のところはかなり今の地方都市と同じような状況になると思いますので、人口減と空地・空き家が深刻になるので、より積極的に「地域の未来予測」を検討することを進めていただきたいと思いました。

最後に、感想になりますが、連携中枢都市圏の中心市などは商業の中心と理解しておりますが、例えば今後行政サービスの組み合わせとか、土地利用の組み合わせが行政体によってかなり違いがあります。それが人口減少下で、広域行政のサービスということでは、ばらばらでいいのか、同じ組み合わせにしていくのがいいのか、歴史的な組み合わせというのもあると思いますので、どういうことが望ましいのかということは今後もう少し考えていくといいのかと思いました。

以上です。ありがとうございました。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、横田委員、お願いします。

○横田委員 ありがとうございます。横田です。

まず、内容面で財政措置に関する追加をいただいた点は、私も記載は中心市以外の関与を高める上で、是非入れていただきたいと思う一方で、太田委員と同様の懸念を持ちましたので、どうぞ御対応いただければと思います。

感想になるのですが、私は自治体戦略2040構想研究会から参加させていただいて、足下に課題が山積する一方で、やはり20年後の将来世代、次世代にとって地域がどうあるべきかというのを広い視野で考えた方がいいのだという強い思いを持っています。地方制度調査会に同様の思いを持って参加してまいったのですが、一方で特に広域連携に関しては過去の経緯などやその後の弊害も含めて、非常にセンシティブな地域も非常にあるのだということ改めて理解いたしました。

その点も理解した上で、丁寧に議論を先生方と一緒にさせていただいてまいったと考えてはいるのですけれども、一方でやや溝を感じる点が意見聴取の中であったのは率直に言うとなんか残念に思うこともありました。先ほど財政措置の件で太田先生も過度な優遇を危惧される可能性もあるとおっしゃっていたのは、私も同様に感じているのですけれども、とはいえ誤解だと重ねて思う次第です。なので、改めてになります、将来世代のために今どうあるかバックキャストしながら、是非議論をいただきたいなと思っています。

最後に、議会の件についてです。議会の多様性はおそらく地方議会の先生方も御理解いただいて異論はないと理解しています。実際に3月の小委員会でお示しいただいた資料を見ると、無投票団体については本当に平均年齢が高かったりとか、女性比率が低かったりとか、少し多様性とはかけ離れた面があり、総論賛成、各論反対とならぬよう、議論が止まらぬよう具体的に取組を望みたいというのが私の意見です。

最後になりますけれども、目の前に課題はたくさんあるのですけれども、やはり将来世代に誇れる地域づくりというのを議論することが非常に大切だと思っておりますので、この答申がうまく生かされることを望むばかりです。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、渡井委員、お願いします。

○渡井委員 よろしく願いいたします。渡井でございます。

答申案については私も異論はございません。感想として、3点ほど申し上げたいと思います。

第1点目は、中間報告との関係についてでございますが、御対応をいただきまして、大変ありがたく思っております。バックキャストに当たりましては「地域の未来予測」が非常に重要になりますので、これについては先ほど第1の3の(2)のところに入れていただいたという御説明がございましたけれども、各地域が自主的に課題に取り組む上での重要なデータになりますので、「前文」に入れてもよかったのではないかという気はいたしました。

ほかに中間報告以前の議論との関係で気になったところといたしましては、外国人の方々の存在がございます。現地調査に伺った際には、外国人の方々が地域の構成員として様々な役割を果たしていらっしゃる、それが大きいということをお聞きしましたので、例えば第3の最後のところで一言だけ言及があってもよいのではないかという気がいたします。

2点目は公共私の連携でございますけれども、認可地縁団体を有用な方策として位置付けることにつきましては、もちろん賛成でございます。以前の小委員会の検討では、これまで制度上の大きな問題点は生じていないと整理をして頂きましたが、広域連携を検討する中では、認可地縁団体の区域指定のあり方ですとか、議決権行使のあり方などが問題にならないかという点は気になっております。

3点目として、最後に広域連携でございますけれども、見え消しですと18ページの第4の1の(3)の④の「関係市町村の十分な参画を担保する仕組み」ということに関連してでございますが「地域の未来予測」の整理を受けまして、問題ごと、テーマごとの連携を行うことができるという点を指摘してもよいと思います。そして、あくまで自主的な取組であるということを前提に、この④の部分については、もう少しポジティブなメッセージとして出してもよかったですのではないかという印象はございました。内容よりは表現の問題になると思います。

以上、細かい点ばかりでございましたけれども、多くの議論をおまとめいただきましたことにお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、大山副会長、お願いします。

○大山副会長 皆さんありがとうございます。

今次の地方制度調査会は本当にそもそも諮問事項が広いというか、漠然としたもので、どうなることかと実は思っておりましたけれども、委員の先生方、そして、事務局の御努力で何とかここまでまとめることができ、本当に感謝申し上げます。

特に答申案について何もないのですけれども、今、皆さん方のお話を聞いていまして、2つ感じたことだけ申し上げたいと思います。

一つは、大屋委員がおっしゃっていた平時を想定しているだけでは不足だという御指摘は非常に重要だと思えました。私も特に最近の一連のことを見ていて、医療、保健、衛生分野、そういうところの専門職員の不足ということも大きな問題だと思っておりましたので、できたら「結び」のところで「社会システムを変化やリスクに対応したものへとデザインし直す」という表現があるので、もう少し、平時だけではなく色々なところに対応できる、有事の際に対応できるようなどいうことを少し書き加えてもいいのかなと思えました。

あとは、横田委員がおっしゃった地方議会の方々総論賛成、各論反対にならないようにというのは非常に重要な御指摘で、今後まだ地方議会の方も研究会をやっていますので、是非私も努力したいと思っております。本当に皆様ありがとうございました。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、市川会長、お願いします。

○市川会長 これまでの意見を丁寧に、また的確に案として取りまとめていただきましてありがとうございます。

本日の委員の皆さんの御指摘に対し、私も多くの点で賛同する点があります。その中で特に見え消しの16ページの「多様な広域連携の取組による生活機能の確保」の項目の追加という点は、多様な広域連携を推進する上で非常に力になるものと思われまますけれども、

太田委員、勢一委員、谷口委員からも御指摘や御懸念がありましたとおり、やはり単に財政補助というだけでなく、広域連携の本旨に沿うものであるというように、もう少し誤解が生まれにくいような表現にしていいただければ分かりやすいかなと感じました。

もう一点は、見え消しの20ページのところで(6)の「都道府県による市町村の補完・支援の役割」の上の3行目に追加されました「安定的な関係が構築されていると法制度上も評価できる場合には」という形で、法制度の「法」という語が今回追記されました。これは18ページにある「関係市町村の十分な参画を担保する仕組み」として、法制度の仕組みを設けるということに平仄を合わせたものと思われますけれども、ただ、この「安定的な関係が構築されていると法制度上も評価できる場合」という表現は、やや誤解を与えるような気がしますので、もう少し趣旨が分かりやすいような表現を御検討いただければと思います。

いずれにしても非常に多様な議論、そして、大きなテーマに対して、総会でどのような御議論が出るか分かりませんが、取りまとめいただきまして本当に感謝いたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、大橋委員につきましては御欠席ですので、事務局からあらかじめいただいている意見を代読していただきます。

○行政課長 事務局でございます。

大橋委員の答申案への御意見をいただいておりますので、代読させていただきます。

事務局におかれましては、短期間で前回会議でのコメントに対応した答申案を作成いただき誠にありがとうございました。今回は欠席して申し訳ございません。答申案を拝見して1点気になった点がありますので、コメントさせていただきます。

溶け込み版17ページの④の「関係市町村の十分な参画を担保する仕組み」ですが、関係市町村、その他の市町村、連携計画作成市町村以外の市町村と似たように見える表現が出てきます。これらの関係がどのようなものなのか、意味に違いがあるとしたらどのような点なのか、答申の読み手からすると気になると思いますので、説明を付加するなど意味を明確化できたらよいように思われます。

この点と関係して、今回新しく付加していただいた財政措置の箇所ですが、ここにも「関係する市町村が担う役割に応じて適切に財政措置が講じられる必要がある」「関係市町村に発生する需要について適切な財政措置を講じる必要がある」という表現がありますが、ここでいう「関係する市町村」とはどのような範囲の市町村を指すのか、答申の読み手からすると一番の関心事ではないかと思っておりますので、その辺りを可能な範囲でもう少し明確化できたらと思いました。

なお、前回の会議後、財政措置への言及がないことについて私も気になっておりましたので、対応していただけてありがたく存じております。

以上、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、文章表現等につきましては、なお検討することにいたしますけれども、内容上の問題、意味等について、直接の御質問ではなかったのですけれども、コメントがございましたので、何か事務局の方からもし説明を追加することがありましたらお願いしたいと思います。財政措置の辺りはかなり御質問といたしますか、御意見があったところなのですが、それではお願いします。

○市町村課長 今、委員長から御指示があった見え消し版16ページの③のところにつきまして、質問にお答えさせていただきます。

太田先生、勢一先生、谷口先生ほか様々な御意見をいただきまして、財政措置の内容につきまして誤解を招かないようにすべきではないかという点でございまして、それは全く私どもも考え方は同じでございます。私は冒頭でも申し上げたつもりではありますが、これはまさにそこで広域連携によって必要な生活機能を確保するための取組が行われたときに、そこで新たに発生する需要について財政措置を講じるというものでございまして、インセンティブであるとか、何かに誘導するとか、そういうものではないという考え方で書かせていただいているつもりではありますが、そこがまだ足りないという御趣旨であると思いますので、表現ぶりについてはまた工夫をさせていただきたいと思っております。

それから、同じくタイトルについて御指摘をいただきまして、ここは御趣旨もよくわかるのですけれども、私どもとしての考え方としましては、この広域連携の取組につきましては、ここに至る前のところで広域連携によって生活機能確保ももちろんですが、それだけではない様々な取組、災害への対応とか、地域の経済の活性化とか、森林や農地の保全とか、色々な取組を行う必要性がここに至るまでの間に指摘をされているわけですが、この今のまさに議論になっているパートでは、その中でも2040年問題の対応という観点からは、特に地域において必要な生活機能を広域連携によって確保していくという必要性をここでまさに強調しているわけでございます。

それを踏まえて財政需要が生じるので、そこは標準的な需要というものについては財政措置を講じる必要があるという考え方でございまして、タイトルとしましては生活機能の確保とさせていただいているという整理をしているところでございます。

繰り返しになりますが、この項目につきまして、趣旨が分かりにくいという点につきましては、表現ぶりについては工夫をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

そのほかに何か事務局の方から説明・補足をするようなことはございますか。

よろしいですか。ありがとうございます。

一つ、武藤委員からのご意見で、自治事務、法定受託事務いずれもという点ですけれども、この点はまさにこの場で議論をした点として、自治事務、法定受託事務の区分と、こ



ういった情報システムの整備の問題等は少し次元、層が違うのではないかという形で議論を整理しましたので、そこはやはり地方制度調査会としてはきちんと書いておくべきではないかと思えます。

その他の部分に関しまして、同じく武藤委員から、3ページの新型コロナウイルス感染症の関係で分断を生じさせかねないという点についてご意見がございましたけれども、これは前々回ですか、こういった面に注意しなくてはいけないのではないかという委員からの御指摘があった部分ですので、やや強めに書いているのですけれども、何か他の委員からこの点について御意見はございますでしょうか。

太田委員がメッセージを書いています、ここは太田委員の言われた御意見に関わる場所ですので、太田委員、お願いします。

○太田委員 発言の機会をありがとうございます。

武藤委員がおっしゃったことについて、議論を吹っかけかねないという部分ですが、私には、その趣旨がやや分からないところがあったのですが、基本はやはりこのまま維持していただきたいと思えます。何となれば、やはり現実の認識として、県知事がかなり物騒な発言をすとか、他県ナンバーに対する嫌がらせがあるとか、あるいは他県からの移住者に対してどうして移住してきたかとか、あるいは里帰りしただけでも、その手のことがあったりしたわけです。

こういう時点において、連携しないといけない肝心のときにおいて、連携を壊すような動きをする、すなわち住民相互の連帯を壊しかねないような動きをするというのは、連携、あるいは今後公共私連携していくことで、2040年頃に向かって人口減少していくのをどうやって乗り越えようかといっているときに、その基盤を掘り崩しかねないかなり危ない動きだと私は思えます。従って、やはり広域連携をする、公共私連携をして乗り越えていくのだと考えるならば、こういうことはやはり基本やってはならないということで、きちんと危惧、ないしは警告を発しておく必要がある。そうでないと我々は自らの基盤を掘り崩しかねないということで、残しておいていただきたいと思えます。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

あと、7ページの例のマイナンバーカードを利用した特別定額給付金のオンライン申請のところの次の段落で、末尾の「なお」という部分がマイナンバーのことなのか、もっと一般的なデジタル化の話かという御質問があったのですけれども、これは事務局の方で文案を作成したときは、どちらの意図でお書きになったのでしょうか。それではお願いします。

○行政課長 事務局でございます。

この部分につきましては、デジタル化一般の話として、国がデジタル化をやるに当たって、ここで基盤と書いてありますが、端的に言うとシステムみたいなことだと思いますけれども、そういうものを提供する場合に、当然使い勝手を考えてやらなければいけないという一般的なことだと思って書かせていただきました。

○山本委員長 ありがとうございます。

そのほかに、委員の方から今の点でも結構です。

事務局の方から、さらに今のデジタル化に関してお願いします。

○行政経営支援室長 デジタル化の関係でございますけれども、8ページ、武藤委員の方から御指摘いただきました法令に根拠を持つ標準という、情報システムの標準化の部分に関しまして、標準という言葉がどうなのだろうという条例委任の際の標準などと違いを出すように考えた方がよいのではないかというような御指摘をいただきましたけれども、ここで申し上げる標準とっておりますのは、今までもずっとこの標準化という議論をしていただく中で、様々な検討の中で標準仕様書も作っていくといった意味での標準ということで、ある程度定着した言葉であろうかなと考えておりますので、そういった意味で、そういった言葉として使わせていただいていることを申し上げておきたいと思っております。

○山本委員長 ありがとうございます。

要するに技術的な標準であるということですね。

そのほかに何か委員の方からもし御意見がございましたら、メッセージボードに御記入をいただければ、私から指名をいたしますけれども、何かさらにございますでしょうか。

特によろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、私から一言だけ申し上げます。

今般の地方制度調査会の審議は非常に議論の対象が多岐にわたっておりまして、他方で私は地方制度調査会に参加をさせていただくのは初めての経験でございまして、全く力の及ばないところが多かったのですけれども、しかし、皆様から色々な角度から議論をいただいで、非常に充実した答申の案になったのではないかと思います。

全体の構成の問題に関しまして、前回少し話が出まして、それについて私は申し上げるタイミングを逸してしまったのですけれども、全く個人的な解釈を申し上げれば、今回の答申では、まずデジタル化の話が来て、最後が議会になっており、おおむね地方公共団体に固有でない要素、むしろ社会一般との関係が非常に強く、それほど地方公共団体の固有性が強くないテーマから始めて、議会という地方公共団体のコアの要素にだんだん入っていくという構成になっています。

逆の構成も論理的には考えられるのですけれども、一つには、議会につきましては、先ほど大山副会長からお話がありましたように、なお別の場で議論が続いており、この地方制度調査会においては、議論にある程度時間を取りましたけれども、それでも他の項目に比べますと、やや時間が取れなかったところがあります。

他方で、デジタル化の話はこれまでの過去の地方制度調査会において、正面から採り上げたことがなかったテーマでありまして、今回の地方制度調査会の答申をまとめるに当たって、ここから書き始めるやり方があるのではないかと理解をしております。これが全体の構成についてです。

それから、連携です。公共私、自治体の連携に関しまして、今回の答申で重要な点が

そらく全体として3つあると思います。

一つは、未来予測という事実認識、ファクトについてまずきちんと認識をする。あるいはそれについて住民や色々なステークホルダーの間で議論を深めていく。それに基づいて将来の地方公共団体のあり方について、議論を重ねていく。これが重要であるということです。

2つ目は、連携協約を今までも制度上色々な場面で使うことができたわけですが、さらにこれを実際により広い場面で活用していけないかということを行っている。これはこれから連携を深めていく上で、それぞれの責任分担をはっきりさせながら、しかし連携をするという上で重要な手法ではないかと思います。

3つ目は、先ほどから少し出ておりますけれども、相互のコミュニケーションのあり方をきちんと制度化していくということです。これは既に色々ベストプラクティスと申しますか、実践をしている自治体があるところですが、それをこれから広げていく。そのために制度化していくということが重要ではないか。

これはあくまでコミュニケーションのあり方を制度化するということでありまして、連携そのもののあり方などについて国がこういうやり方をとれとって自治体が連携をするというわけではなく、あくまで自治体間のコミュニケーションのルートを制度としてきちんとつくっていくということでして、そこのところについて議論の際に理解がなかなか得られなかったと思いますけれども、これが今回の答申の一つ重要な点ではないかと個人的には考えております。

ということで、全体としての私の考えを申し上げました。

今後につきましてですけれども、それほど内容的に大きく修正を求める御意見はございませんでした。ただ、表現ぶり等につきまして、色々な御注意をいただきましたので、御議論いただきました「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申（案）」につきましては、そのような皆様方の御意見を踏まえまして、必要な、特に表現ぶりに関しまして修正を行うことを検討させていただきます。具体的な表現につきましては、市川会長、大山副会長とも御相談をさせていただきながら修正を行うこととし、修正後の「答申案」を、当専門小委員会として、第5回総会に諮ることとしたいと存じます。

修正につきましては、そのような形で私に御一任をいただきたいと存じますけれども、それで皆様よろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○山本委員長　こういう会議ですと、どのように異議なしと言ったらいいか難しいところがありますけれども、チャットでも異議なしといただいております。ありがとうございます。

それでは、そのような形で進めさせていただきます。

次回は第5回総会を開催する予定でございます。次回の開催方法、日時、場所等の詳細

につきましては、追って事務局より御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、これもちまして、本日の専門小委員会を閉会いたします。長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。